

令和6年11月

都営住宅(地元割当)の入居者募集のご案内

募集する
住宅

都営住宅(地元割当)
1人~2人向 1戸 (詳細は3ページをご覧ください。)

- この募集は、台東区に居住している方を対象にしています。
- 都営住宅(地元割当)へ申込むには一定の資格が必要です。(6ページ以降をご覧ください。)
- 令和6年11月1日~11月18日の都営住宅定期募集に申込まれた方も、この募集に申込むことができます。

申込書配布期間 令和6年11月20日(水)~28日(木)
(土・日を除く)

申込期間 令和6年11月20日(水)~12月4日(水)

○申込書は郵送でのみ受け付けます。持参による申込みは受け付けできません。

令和6年12月4日(水)までの消印有効

抽せん日 令和6年12月24日(火) 午前10時から(30分程度)
台東区役所 3階 301会議室
○抽せん番号の通知は令和6年12月12日(木)頃 発送します。
○抽せん結果の通知は令和6年12月25日(水)頃 発送します。
○抽せん会への参加・不参加は当落に一切影響ありません。

問い合わせ先 台東区役所 都市づくり部 住宅課
【午前8時30分から午後5時(土・日・祝日は除く)】
TEL 03-5246-1468
FAX 03-5246-1359

※この募集のご案内は、申込みの結果が届くまで(抽せんに当せんされた方は入居まで)保管してください。

都営住宅とは、住宅に困っている方に対して、低額な家賃でお貸しする住宅です。入居に際して、民間賃貸住宅とは異なったいろいろな制限が設けられていますので、この募集のご案内をよくお読みになったうえで、お申込みください。

今回の募集について

抽せんにより都営住宅(地元割当)の使用予定者となる方を決めるための募集です。

抽せん当せんした方を資格審査対象者とし、さらに資格審査に合格した方が都営住宅(地元割当)の使用予定者となります。(あき家が発生する都度、順番にあっせんされます。)

なお、都営住宅(地元割当)は、台東区が入居予定者の募集、抽せん、資格審査を行い、入居予定者を決定した後、東京都住宅供給公社が入居に関する手続きを行います。

申込み方法

- ① 申込書に必要事項を記入してください。(記入例4～5ページ)
- ② 申込書の右側にあるはがきの2か所に85円切手を貼ってください。
※はがきは切り離さないでください。
※切手のないもの、料金が不足しているものは、抽せん番号・抽せん結果の通知は送付しません。
- ③ **申込書は郵送でのみ受け付けます。**申込用封筒に申込書を入れ、110円切手を貼り郵送してください。
- ④ **持参による申込み、郵便料金不足の場合は受け付けできません。**
※申込用封筒を紛失した場合は、お手持ちの封筒に下記の宛名を記載して郵送してください。
なお、郵便料金不足の場合は受け付けできませんので、封筒のサイズ等郵便料金にご注意ください。
宛名「〒110-8615 台東区東上野4-5-6 台東区役所 住宅課 都営住宅(地元割当)担当宛」

申込みにあたっての注意

- ① 申込みは、**1世帯につき1通**です。1世帯で2通以上の申込み(重複申込み)をしたとき、同一人の氏名を2通以上の申込書に記入したとき(同居親族欄に記入しているものも含む)、**すべての申込みが無効**となります。※婚約者との申込みは婚約者を含めて1世帯となります。
- ② 申込み後、申込者、同居親族の変更はできません。
- ③ 証明書類(源泉徴収票、住民票の写しなど)を添付する必要はありません。抽せん後、当せんした方に別途提出を依頼します。
- ④ 他の公営住宅の募集などで、すでに当せん・登録されている方は、原則として申込みできません。
- ⑤ 以前、都営住宅にお住まいであった方で、都営住宅の使用料等に未納分のある方は、資格審査までにお支払いいただきます。

こんなときは・・・

- ① 「申込み後、住所が変わってしまった。」
最寄りの郵便局に「転居届」を出して、結果のお知らせを受け取れるようにしてください。
- ② 「抽せん番号の通知が送られてこない。」
切手の貼り忘れ、料金不足、あて先不明などがあると通知は発送できませんが、申込書に不備がなければ抽せんの対象になります。
- ③ 「審査対象者・補欠者となった後に住所が変わってしまった。」
下記へ、はがきで連絡してください。
はがきには㊦募集時期「令和6年11月募集」と記入、㊧抽せん番号、㊨旧住所、㊩新住所および郵便番号
㊪電話番号、㊫申込者名 を記入してください。

【連絡先】〒110-8615 台東区東上野4-5-6 台東区役所 住宅課 TEL 03-5246-1468

募集する住宅

募集戸数は今後空く見込みの住戸の数で、現在すでに空いている住戸の数ではありません。
申込地区の中で、あき家が発生する都度、順番にあっせんします。
なお、住宅・階数等の指定はできませんのでご了承ください。

【申込地区一覧】

申込地区番号	入居人数	住宅名 (主な所在地)	募集戸数	間取り 専用面積(m ²)	エレベーター	使用料(円)	建設年度	仕様等
011	1人～ 2人	清川二丁目第2 (清川2-23)	1	1DK (34m ²)	有	20,000～ 39,300	平成27年	バリアフリー 仕様

【主な交通機関】 JR 常磐線・東京メトロ日比谷線「南千住」駅下車徒歩15分ほか

都営住宅の入居時期について 令和7年6月以降の予定です。

住宅の使用料

- (1)申込地区一覧の使用料の欄には、10ページの所得基準表にある一般区分と特別区分の使用料のうち、所得金額に応じた最低金額と最高金額を記載しています。
- (2)記載している使用料は、募集のご案内を作成した時点での金額です。入居時には改定されている場合があります。
- (3)毎年6月の収入報告により認定された世帯の所得金額・住宅の立地条件・住宅の広さ・建築年数等に応じて、翌年4月からの使用料を決定します。
- (4)所得が一定基準以下の世帯等は、申請により使用料を減額する制度があります。

入居にあたっての留意事項

(1)住宅使用料・共益費のお支払い

住宅使用料・共益費は原則として口座振替となります。

(2)自治会等へのお支払い

皆様が団地居住者の代表者（例えば自治会など）をとおして、共同で使用する部分（住宅敷地内、廊下、階段、集会所、ゴミ置場、広場など）を維持管理するために支払うものがあります。

入居しましたらすぐに自治会役員等から説明を受けてください。

(3)駐車場について

都営住宅の駐車場は一部の団地を除き、ありません。団地内の路上駐車は禁止されています。団地内の駐車場が確保できない場合は団地外に駐車場を確保してください。

(4)犬、猫等の飼育について

都営住宅では、ペット（犬、猫、鳥等）の飼育はできません。

(5)使用承継（名義変更）について

都営住宅入居後、使用者（名義人）が都営住宅を退去する場合は、原則として同居者も退去し都営住宅を返還していただきます。しかし、使用者（名義人）の死亡や離婚による転出等のやむを得ない事情があり、条例等の定める基準を満たした場合は、残された同居者に使用承継許可しています。ただし、使用承継許可の対象者は原則として正式同居の許可を継続して居住している使用者（名義人）の配偶者に限ります。

都営住宅(地元割当)の使用申込書の書き方

この見本を参考に記入してください。

ご注意
申込みの代行を行う業者がありますが、東京都及び台東区とは全く関係ありません。

85円切手を2か所貼ります。
切手が貼っていない場合や料金不足の場合、抽せん番号・抽せん結果の通知を送付いたしません。

申込用封筒にも110円切手を貼ってください。料金不足の場合は受け取りできません。

申込書の受付は郵送でのみ受け付けます。令和6年12月4日(水)までの消印有効です。
令和6年11月都営住宅(地元割当)使用申込書

※申込みは1世帯につき1通までです。
○募集のご案内で入居資格をご確認ください。
○太線枠内のみご記入ください。

記入日 令和6年11月○日

抽せん番号

郵便はがき
85円切手を貼ってください
110-8615

申込者ご住所
台東区 東上野 4-5-6
台東アパート 301

申込者名
台東 太郎 様

〒110-8615
台東区東上野4丁目5番6号
台東区役所 都市づくり部 住宅課

住宅課記入欄(記入しないでください)
抽せん番号

切りはなさないこと(太線枠内を記入してください)

(提出先) 台東区長

私は東京都営住宅条例に基づく都営住宅を使用したいので申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者(現に同居し、又は同居しようとする親族又はパートナーシップ関係にある方を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。また許可の上は、申込者(同居するものを含む。)が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

1 入居を希望する人数の()のどちらか一つに○をつけてください。

()	1人で入居予定 1人で申込をする場合には、該当する申込区分についても○をつけてください。 【申込区分】() 60歳以上 () 身体障害者1級~4級 () 単身精神障害者 () 単身知的障害者 () 生活保護または中国残留邦人支援給付受給者 () 海外からの引揚者 () ハンセン病療養所 () 単身DV被害者
(○)	2人で入居予定 申込み後は名義人の変更はできませんので、ご注意ください。

2 申込者についてご記入ください。なお、申込者が都営住宅入居後の名義人となります。 ※申込み後の名義人の変更はできません。

現住所	〒110-8615 台東区 東上野 4-5-6 台東アパート 301	フリガナ	氏名	氏名	氏名	生年月日	大正・昭和・平成	台東区 居住年数	職業(※2)
			台東	太郎		27年 5月 25日	昭和	25	アルバイト
自宅電話	〇〇(□□□□)△△△△	フリガナ	氏名	氏名	氏名	満(72)歳		年	
携帯電話	△△△(〇〇〇〇)□□□□	外国人の場合 通称名							

3 申込者を含めた現在の同居親族の人数と入居予定者数についてご記入ください。 → 現在の同居親族人数 **2人** ・入居予定人数 **2人**

4 申込者以外に入居予定者全員についてご記入ください。申込み時に生まれていない子は記入しないでください。

氏名	続柄(※1)	生年月日	職業(※2)
フリガナ 台東 花子	妻	大正・昭和・平成・令和 29年 3月 30日 (満70歳)	無職

※2「職業欄の例」
会社員・パート・アルバ

申込者以外に入居予定者を全員記入して下さい。ここに書かれた方以外は入居できません。

続柄は以下から選択(※1)	
夫	祖父
妻	祖母
未届の夫	兄
未届の妻	弟
子	姉
孫	妹
父	婚約者
母	パートナー
その他	

申親は、**どちらも申込者を含めた人数を記入してください。**

5 所得基準内であることを確認したら、下の□に✓を付けてください。(募集のご案内10ページをご覧ください。)

申込者および入居予定者の年間所得の合計額が、所得基準内であることを確認しました。

6 土地や建物を所有していますか。下の□に✓を付け、所有している場合は、申込み理由(募集のご案内7ページ)

いません います(理由)

10~16ページをご覧の上、年間所得の合計額を計算し、所得基準内であることをご確認ください。

7 現在どの住宅にお住まい

1. 賃貸アパート・マンション 2. 東区高齢者住宅
 5. UR賃貸住宅 6. 公社住宅 7. 都民住宅 8. 都営住宅 9. 親族の持家
 10. 自分の持家 11. 母子生活支援施設 12. 一時収容施設 13. その他

7ページの4をご覧ください。

賃貸住宅にお住まいの方 →以下に家賃を記入	※住宅が狭い理由でのお申込 →以下に住戸専用面積を記入
月額 100,000 円 (共益費・駐車場代を除く)	住戸専用面積
	m ²

郵便はがき
85円切手を貼ってください
110-8615

申込者ご住所
台東区 東上野 4-5-6
台東アパート 301

申込者名
台東 太郎 様

〒110-8615
台東区東上野4丁目5番6号
台東区役所 都市づくり部 住宅課

住宅課記入欄(記入しないでください)
抽せん番号

結果

2人向の入居資格

申込期間に、次の1～5のすべてにあてはまる必要があります。

1 申込者が台東区内に居住していること

申込者・・・申込書の申込者欄に記入する方です。この方が都営住宅使用許可後の名義人です。

- (1) 申込者が台東区内に居住する成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。ただし、成年者には、18歳未満の既婚者および入居手続きのときまでに婚姻できる婚姻予定者を含みます。また、未成年者どうしの婚約による申込みは、資格審査のときに、法定代理人（親）の同意書の提出が必要です。
※成年者（18歳以上）・・・平成18年12月5日以前生まれの方
- (2) 外国人については、中長期在留者で、(1)のほかに申込期間から審査日まで、継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
ア 「永住者（特別永住者を含む）およびその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」
イ ア以外の在留資格の方は、申込期間において、在留実績が継続して1年以上あること。
(令和5年12月5日以前から継続して日本に住民票があること)

2 同居親族がいること

同居親族・・・申込者と一緒に都営住宅に入居する親族です。これにはパートナーを含みます。
同居・・・他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合も含む）をいいます。

- (1) 申込期間に、同居している親族との申込みが原則です。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。
- (2) (1)のほか、次の方は申込みができます。
ア 内縁関係の方との申込みは、申込期間以前より同居していて、住民票の続柄欄が「未届の夫（または妻）」と記載されており、法律上の配偶者がいないこと。
イ 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の証明を受けたパートナーシップ関係にある者の申し込みは、パートナーシップ受理証明書等で確認できること、かつ法律上の配偶者がいないこと。
- (3) 現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。
ア 申込者と婚約している方で、入居手続きのときまでに婚姻できること。
イ 申込期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方。
ウ 単身で居住している方または誰からも扶養されていない方で、2親等内直系血族（申込者の父母、祖父母、子、孫）または2親等内直系姻族（配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者）であること。血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。ただし、入居しようとする世帯が7ページの④高齢者世帯または⑤心身障害者世帯の場合は、3親等内の血族または姻族の範囲内とします。
- (4) 外国人の同居親族については、全員が中長期在留者で、上記(1)から(3)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (5) 上記(1)から(4)にあてはまる場合でも、現に同居または別居のいずれかを問わず、申込者および同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。
なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、資格審査のときに離婚の成立を証明できる必要があります。

3 所得が定められた基準内であること

申込者および同居親族の年間所得の合計が、10ページの所得基準表の家族人数に応じた所得金額の範囲内であること。11～16ページを参考にして、世帯の所得をお確かめください。

4 住宅に困っていること

住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人がいないこと

- (1) 申込者および同居親族に、住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む）がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みことができます。
- ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難と認められる住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
 - イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く）。なお、資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。
- (2) 申込者および同居親族に、公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の名義人がいないこと。ただし、次の資格要件にあてはまるときは申込みことができます。
- ア UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等の入居者（名義人を含めた世帯）は、次の区分①～⑧のいずれかにあてはまる場合は、申込みことができます。
 - イ 公営住宅等（都営住宅等）の入居者（名義人を含めた世帯）は、次の区分⑦～⑧のいずれかにあてはまる場合は、申込みことができます。

住宅	区分	資格要件
UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等	①家賃が高い	家賃（共益費を除く）の負担月額が、世帯の年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する）を月額に換算した額の20%以上であること。
	②UR賃貸住宅・公社住宅の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること。資格審査のときにUR・公社からの証明書等で証明できることが必要です。
	③ひとり親世帯（父子・母子世帯）	申込者が配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む）、のいない方であり、かつ同居親族全員が20歳未満の申込者の子だけであること。
	④高齢者世帯	申込者が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む） イ おおむね60歳以上の方（申込期間に57歳以上の方） ウ 18歳未満の児童
	⑤心身障害者世帯	申込者または同居親族が次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
	⑥生活保護または中国残留邦人支援給付受給世帯	申込期間に、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯であること。
公営住宅等	⑦住宅が狭い	お住まいの住宅の住戸専用面積が以下の入居資格基準表にあてはまること。
	⑧通勤時間が長い	通勤時間が片道90分以上かかっており、都営住宅に入居することにより片道30分以上短縮されること。ただし、身体障害者手帳の交付を受けている方は、通勤時間が片道60分以上かかっていれば対象とします。

※木造または簡易耐火構造の都営住宅、もしくは浴室のない都営住宅に入居している方は、上記の資格要件にあてはまらない場合でも申込みことができます。

【入居資格基準】

入居基準	居住人数	住戸専用面積（壁芯）	居住人数	住戸専用面積（壁芯）
	2人	30㎡未満	5人	57㎡未満
	3人	40㎡未満	6人	66.5㎡未満
	4人	50㎡未満	7人	76㎡未満

※表中の18歳未満の方とは、平成18年11月22日以降生まれの方
 ※表中の20歳未満の方とは、平成16年11月22日以降生まれの方
 ※表中の60歳以上の方とは、昭和39年12月5日以前生まれの方

壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。住戸専用面積にはバルコニーは含みません。

5 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

1人向の入居資格

申込期間に、次の1～6のすべてにあてはまる必要があります。

1 申込者が台東区内に継続して3年以上居住していること

- (1) 東京都内に継続して3年以上居住している成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (2) 外国人については、中長期在留者で、(1)のほかに申込期間から審査日まで、継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

2 配偶者がいないこと、かつ単身で居住していること

同 居・・・他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合も含む）をいいます。

- (1) 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む。）がいないこと。
- (2) 現に同居または別居のいずれの場合でも、配偶者を除いた申込みはできません。これには下記(3)にあてはまる方も含まれます。なお、離婚の予定があり、同居している親族が配偶者だけの方は、単身で申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できる必要があります。
- (3) 同居している親族がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまるときは申込みできます。
 - ア 同居している親族全員が、申込み後から入居資格審査までの間に、結婚し転出または遠隔地へ転勤もしくは就職することにより、申込者が単身居住となること。なお、入居資格審査のときにそのことを証明できる必要があります。

※遠隔地とは、居住地から、通常の公共交通機関を利用して片道2時間以上かかる地域をいいます。
 - イ 居住している住宅の住戸専用面積が、下の入居資格基準未満であること。

入居基準	居住人数	住戸専用面積 (壁芯)	居住人数	住戸専用面積 (壁芯)	壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含まれません。
	2人	30㎡未満	5人	57㎡未満	
3人	40㎡未満	6人	66.5㎡未満		
4人	50㎡未満	7人	76㎡未満		

3 次の資格要件のいずれかにあてはまること

申込区分	資格要件
60歳以上	60歳以上であること。
身体障害者1級～4級	身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者であること。
単身精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級～3級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）であること。
単身知的障害者	知的障害者で上記「単身精神障害者」の精神障害の程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で1度～4度）であること。
生活保護または中国残留邦人支援給付受給者	生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けていること。
海外からの引揚者	海外からの引揚者で、日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること（都内居住が3年未満でも可）。 ※海外からの引揚者とは、昭和20年（1945年）8月15日の終戦に伴って、やむをえない理由により日本に引き揚げた者等をいう。
ハンセン病療養所	ハンセン病療養所入所者等で、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。
単身DV被害者	配偶者等（婚姻と同等の共同生活を営んでいる交際相手を含む。）から暴力を受けた被害者で、次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または女性自立支援施設における保護が終了した日から起算して5年以内 イ 配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内

4 所得が定められた基準内であること

申込者の年間所得金額が、10ページの所得基準表の家族人数に応じた所得金額の範囲内であること。11～16ページを参考にして、所得をお確かめください。

5 住宅に困っていること

住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人がいないこと

- (1) 住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む）でないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みことができます。
- ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難と認められる住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
 - イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く）。なお、資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。
- (2) 公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の名義人でないこと。ただし、次の資格要件にあてはまるときは申込みことができます。
- ア UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等の入居者（名義人を含めた世帯）は、次の区分①～⑥のいずれかにあてはまる場合は、申込みことができます。
 - イ 公営住宅等（都営住宅等）の入居者（名義人を含めた世帯）は、次の区分⑥～⑦のいずれかにあてはまる場合は、申込みことができます。

住宅	区分	資格要件
UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等	①家賃が高い	家賃（共益費を除く）の負担月額が、世帯の年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する）を月額に換算した額の20%以上であること。
	②UR賃貸住宅・公社住宅の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること。資格審査のときにUR・公社からの証明書等で証明できることが必要です。
	③高齢者	60歳以上であること。
	④心身障害者	次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
	⑤生活保護または中国残留邦人支援給付受給者	申込期間に、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯であること。
公営住宅等	⑥通勤時間が長い	通勤時間が片道90分以上かかっており、都営住宅に入居することにより片道30分以上短縮されること。ただし、身体障害者手帳の交付を受けている方は、通勤時間が片道60分以上かかっていれば対象とします。
	⑦居室内の段差が日常生活に著しい支障をきたす	歩行障害が著しい高齢者または障害者で、敷居、浴室、トイレ等に段差があるため、居室内の移動に介護者等を必要としていること。

※木造または簡易耐火構造の都営住宅、もしくは浴室のない都営住宅に入居している方は、上記の資格要件にあてはまらない場合でも申込みことができます。

※表中の18歳未満の方とは、平成18年11月22日以降生まれの方
 ※表中の20歳未満の方とは、平成16年11月22日以降生まれの方
 ※表中の60歳以上の方とは、昭和39年12月5日以前生まれの方

6 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

所得基準

世帯の所得金額が家族の人数に応じた基準の範囲内であることが必要です。
11ページにしたがって、世帯の所得金額および家族人数を計算し、次の所得基準表にあてはまるかお確かめください。

●所得基準表

家族人数 (遠隔地扶養者を含む)	都営住宅に入居する方全員の所得金額の合計		家族人数が遠隔地扶養者を含めると3人以上の世帯は、1人増えるごとに38万円を加算してください。
	一般区分	特別区分	
1人	0～1,896,000円	0～2,568,000円	
2人	0～2,276,000円	0～2,948,000円	

※所得基準表の特別区分とは、次のいずれかの要件にあてはまる世帯に適用する所得基準です。

心身障害者を含む世帯

申込者または同居親族が次のいずれかにあてはまること。

- ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
- イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）
- ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）
- エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者

60歳以上の世帯

申込者が60歳以上（昭和39年12月5日以前生まれ）であり、かつ同居親族全員が、次のいずれかにあてはまること。

- ア 60歳以上
- イ 18歳未満の児童（平成18年11月22日以降生まれ）

高校修了期までの子どもがいる世帯

同居親族に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（平成18年4月2日以降生まれ）がいること。

原子爆弾被爆者を含む世帯

申込者または同居親族に厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません。）の交付を受けている原子爆弾被爆者がいること。

海外からの引揚者を含む世帯

申込者または同居親族に海外からの引揚者がいて、日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること。

ハンセン病療養所入所者等を含む世帯

申込者または同居親族にハンセン病療養所入所者等がいて、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

所得の計算

以下の手順にしたがって、世帯の所得金額および家族人数を計算し、所得基準表の範囲内かお確かめください。

1 あなたの所得の種類はどれですか？

給与所得

給与、賃金、ボーナスなどの所得です。たとえば、会社員、パート、アルバイト、事業専従者などの所得をいいます。給与でいう「年収」とは、給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なるので注意してください。

12・13 ページをご覧ください。

事業等所得

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。たとえば、自営業、外交員などの所得をいいます。これらの所得は確定申告書でお確かめください。

14 ページをご覧ください。

年金所得

厚生年金、国民年金、共済年金、年金基金、企業年金などの所得です。年金の「所得」とは、受給した金額ではありません。遺族年金・障害年金は計算の対象外です。個人年金は雑所得です。

15 ページをご覧ください。

【所得金額計算上の注意】

●計算の対象としないもの

次にあてはまる収入については、所得金額を0円とします。

- ・遺族年金、障害年金
- ・仕送り、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料や支給給付金等の非課税所得
- ・退職金等の一時的な所得

●退職・廃業している場合

申込期間に、すでに退職、廃業しているものについてはその所得金額を0円とします。

なお、令和7年1月末までに「結婚するため」または「現在妊娠中で出産するため」のいずれかの理由により退職することが、申込期間に確定している場合は、申込書に退職年月日を記入のうえ、所得金額を0円とすることができます。ただし、退職後、無職・無収入になり、そのことを資格審査のときに証明できることが必要です。

●2種類以上の収入がある場合

ひとりで2種類以上の収入を得ているとき（給与と年金、給与と事業所得など）は、それぞれの所得金額を計算してから合計します。

2 家族人数は何人ですか？

所得基準表（10ページ）の家族人数とは

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{申込者} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{同居親族数} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{遠隔地扶養者数} \star \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{家族人数} \\ \hline \end{array}$$

(1人) (人) (人) (人)

この人数で10ページの所得基準表を見ます

※妊娠中の方がいる場合、申込期間に生まれていない子は、同居親族数には含めることはできませんが、出生後は都営住宅に入居できます。

★遠隔地扶養者とは・・・都営住宅には入居しないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族をいいます。たとえば、離れて住んでいる親を扶養している場合などです。会社や税務署に「扶養親族の申告」をしていることが必要です。（課税証明書で確認してください。）

3 世帯全員の所得金額を計算しましょう。

12～16 ページを参考に入居する世帯全員の所得金額を計算してください。

所得がある方の名前	年間所得金額	—	特別控除金額 (A)
	()	—	()
	()	—	()
合 計	()	—	()

特別控除金額
所得金額から差し引いてください。詳しくは16ページをご覧ください。

特別控除金額 (B) あなたの世帯全員の所得金額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{特別控除金額 (B)} \\ \hline \end{array}
 -
 \begin{array}{|c|} \hline \text{特別控除金額 (A)} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{世帯全員の所得金額} \\ \hline \end{array}$$

給与所得

申込期間に仕事をしている方（会社員のほか、パート、アルバイトの方も含まれます。）の収入が計算の対象です。すでに辞めた仕事については、所得金額を0円としますので計算する必要はありません。仕事を始めた日や休職期間の有無などにより、次の1～4にあてはまるケースを選び、所得金額を計算してください。

1 現在の仕事を始めた日が令和5年1月1日以前で、令和5年1月以降に休職期間がない。

源泉徴収票をお確かめください。

●仕事先が1か所の場合

右の㉗給与所得控除後の金額の欄に記入されている額が所得金額で、この額から100,000円差し引いた額を11ページ3の表「年間所得金額」欄に記入してください。

●仕事先が2か所以上ある場合

それぞれの仕事先の源泉徴収票の右の㉘支払金額を合計してから、13ページ表2にあてはめて、所得金額に算してください。

令和5年分 給与所得の源泉徴収票									
支 払 を 受 け る 者	住 所 又 は 居 所	(受給者番号) (個人番号)							
		(役職名)							
氏名		(フリガナ)							
種 別	支 払 金 額	給 与 所 得 控 除 後 の 金 額 (調 整 控 除 後)		所 得 控 除 の 額 の 合 計 額					
	内	千	円	千	円	千	円	千	円
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数					
有	従有	特 定	老 人	其 他					
		人	従人	内	人	従人	人	従人	人
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額					
内	千	円	千	円	千	円	千	円	円

※源泉徴収票が無い場合は、令和5年1月から12月までの収入額を13ページ表1で合計してから表2にあてはめて、所得金額に換算してください。

2 現在の仕事を始めた日が令和5年1月2日以降で、仕事を始めてから申込期間までの間に休職期間がない。

令和5年11月からさかのぼって12か月分の収入額を13ページ表1で合計してから、表2にあてはめて、所得金額に換算してください。

仕事を始めてから12か月に満たない場合は、13ページ表1㉔のとおり、実際に支払いを受けた収入額の平均月額を12倍して12か月分の見込み額を計算してから表2にあてはめて、所得金額に換算してください。

3 申込期間には復職しているが、令和5年1月から申込期間までの間に休職期間があった。

令和5年11月からさかのぼって12か月分の収入額を13ページ表1で合計してから、表2にあてはめて、所得金額に換算してください。

復職してから12か月に満たない場合は、13ページ表1㉔のとおり、実際に支払いを受けた収入額の平均月額を12倍して12か月分の見込み額を計算してから、表2にあてはめて、所得金額に換算してください。

4 仕事をしているが、申込期間に休職中である。

休職する前の月からさかのぼって12か月分の収入額を13ページ表1で合計してから、表2にあてはめて、所得金額に換算してください。

2～4 計算上の注意

●収入額とは、仕事先からの総支払額です。ただし、交通費や定期代などの課税対象外の額を除きます。

●仕事先が2か所以上ある場合は、それぞれの収入額を計算し、合計してから、13ページ表2にあてはめて所得金額に換算してください。

表1 12か月分の収入額（実際額または見込みの額）を計算してください。
 計算した収入額を、下の表2にあてはめて所得金額に換算してください。

①働いた年月		②給与 (諸手当を含む)	③賞与
年	月		
年	月		
年	月		
年	月		
年	月		
年	月		
年	月		
年	月		
年	月		
年	月		
年	月		
年	月		
年	月		
年	月		
合計	か月 (A)	円 (B)	円 (C)

④

(B) 給与計	× 1.2 +	(C) 賞与計	=	12か月分の収入額
(A) 働いた月数				

計算上の注意

① 働いた年月
月の途中から仕事を始めた場合は、その月を除いてください。

② 給与（諸手当を含む）
基本給のほか家族手当、住宅手当などの諸手当を含んだ額を記入してください。ただし、交通費、定期代などの課税対象外の収入は除いてください。

③ 賞与

④ 12か月分の収入額の計算

- 支払われた給与が12か月分ないときは、平均月額を1.2倍にして12か月分の見込み額を計算してください。
- 申込み時点で、まだ1か月分の給与が支払われていないときは、毎月必ず支払われる固定的給与を1.2倍して、12か月分の見込み額を計算してください。

※仕事先が2か所以上ある場合はそれぞれの12か月分の収入額の合計を表2にあてはめてください。

表2 表1で計算した12か月分の収入額をあてはめて所得金額に換算してください。

12か月分の収入額	計算式と所得金額	
651,000円未満	所得金額は0円	
651,000円以上 1,619,000円未満	12か月分の収入額 - 650,000円	
1,619,000円以上 1,620,000円未満	所得金額は969,000円	
1,620,000円以上 1,622,000円未満	所得金額は970,000円	
1,622,000円以上 1,624,000円未満	所得金額は972,000円	
1,624,000円以上 1,628,000円未満	所得金額は974,000円	
1,628,000円以上 1,804,000円未満	●次のとおり、12か月分の収入額を端数整理します。 12か月分の収入額 ÷ 4 = A → Aの1,000円未満を切り捨てた額 = B → Bを右の計算式にあてはめてください。	B × 2.4
1,804,000円以上 3,604,000円未満		B × 2.8 - 180,000円
3,604,000円以上 6,600,000円未満		B × 3.2 - 540,000円
6,600,000円以上 8,500,000円未満	12か月分の収入額 × 0.9 - 1,200,000円	

計算した所得金額を11ページ3の表「年間所得金額」欄に記入してください。

事業等所得

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得が計算の対象です。すでに廃業した事業については、所得金額を0円としますので、計算する必要はありません。
 事業を始めた日と確定申告の有無により、次の1または2からあてはまるケースを選び、所得金額を計算してください。

1 現在の事業を開始した日が令和5年1月1日以前で、確定申告をしている。

令和5年分の所得税の確定申告書の控えなどで所得金額をお確かめください。

(第一表)

(第二表)

所得金額等	事業等 ①				
	農業 ②				
	不動産 ③				
	利子 ④				
	配当 ⑤				
	給与 区分 ⑥				
	公的年金等 ⑦				
	業務 ⑧				
	その他 ⑨				
	⑦から⑨までの計 ⑩				
	総合譲渡・一時 ⑩+[(⑥+⑦)×1/2] ⑪				
	合計 ①から⑩までの計+⑪+⑫ ⑫				

○ 事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額 円
台東太郎	12月	800,000

申込者や同居親族に事業専従者がいる場合は、それぞれの専従者給与額を12～13ページの計算式にあてはめて、所得金額に換算してください。

⑫から⑪を差し引いた金額が所得金額です。11ページ3の表「年間所得金額」欄に記入してください。

2 上記1以外の場合。下の表にしたがって12か月分の所得金額を計算してください。

①営業した年月	② 収入	必要経費	=	所得金額
年 月	—	—	=	—
年 月	—	—	=	—
年 月	—	—	=	—
年 月	—	—	=	—
年 月	—	—	=	—
年 月	—	—	=	—
年 月	—	—	=	—
年 月	—	—	=	—
年 月	—	—	=	—
年 月	—	—	=	—
年 月	—	—	=	—
合計	か月 (A)	所得金額計		円 (B)

計算上の注意

① 営業した月数

② 所得金額の計算

- ・月別に、収入から必要経費を差し引いて所得金額を計算してください。
- ・確定申告をしていないが、現在の事業を始めたのが令和5年1月1日以前の場合は、令和5年1月から12月までの合計所得金額を計算してください。なお、資格審査のときには確定申告をすることが必要です。
- ・現在の事業を始めたのが令和5年1月2日以降のときは、令和6年11月からさかのぼって12か月分の所得金額を計算してください。

③ 12か月分の所得金額の計算

- ・現在の事業を始めたのが最近で営業した月数が12か月に満たないときは、所得金額の平均月額を12倍して、12か月分の所得見込み額を計算してください。

③

(B) 所得金額計	× 12	=	12か月分の所得金額
(A) 営業した月数			

計算した所得金額を11ページ3の表「年間所得金額」欄に記入してください。

年金所得

厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。
 遺族年金、障害年金は計算の対象外です。所得金額を0円としますので計算する必要はありません。
 また、個人年金は雑所得のため年金所得ではなく、事業等所得の計算に加算してください。
 年金を受け取り始めた日と年金額の変更の有無により、次の1または2からあてはまるケースを選び、
 年金収入額（年間予定額）を所得金額に換算してください。

1 年金を受け取り始めたのが、令和4年12月以前で、すべての年金額に変更がない

「令和5年分公的年金等の源泉徴収票」などで支払金額をお確かめください。

令和5年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	生年月日	明治
	(フリガナ)		
	氏名		
区分	支払金額		源
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	分	千円	円
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	分		
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	分		
所得税法第203条の3第7号適用分	分		
本人	源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数
特別障害者	その他の障害者	ひとり親	寡婦
		一般	老人
		特定	老人
			その他
			16歳未満の扶養親族の数
			人
			人
			人
			人
	源泉控除対象配偶者		控除対象扶養親族
(フリガナ)		(フリガナ)	

2 年金を受け取り始めたのが、令和5年1月以降、または年金額に変更があった

「年金決定通知書・支給額変更通知書」などで、年金額をお確かめください。

すべての年金の支払金額または年間予定額の合計額を、下の表にあてはめて、所得金額に換算してください。年金を受け取っている方が2人以上いる場合は、一人ひとり別に計算してください。

年金収入額を所得金額に換算してください。

本人の年齢	年金の合計金額の範囲	計算式と所得金額
65歳以上 (昭和34年12月5日以前の生まれ)	1,200,000円まで	所得金額は0円
	1,200,001円～3,299,999円	年金収入額 - 1,200,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年金収入額 × 0.75 - 375,000円
65歳未満 (昭和34年12月6日以降の生まれ)	700,000円まで	所得金額は0円
	700,001円～1,299,999円	年金収入額 - 700,000円
	1,300,000円～40,999,999円	年金収入額 × 0.75 - 375,000円

計算した所得金額を11ページ3の表「年間所得金額」欄に記入してください。

特別控除について

申込者および同居親族に所得がある場合で、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるときは、所得金額から特別控除金額を差し引くことができます。

1 申込者および同居親族の合計所得金額から差し引くもの

申込者・同居親族・遠隔地扶養者に次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるかお確かめください。

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
(ア)老人扶養控除	1人につき 10万円	所得税法上の扶養対象親族で70歳以上の方	(エ)の特別障害者控除を受ける方は(ウ)の障害者控除をあわせて受けることはできません。
(イ)特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養対象親族(配偶者を除く)で16歳以上23歳未満の方	
(ウ)障害者控除	1人につき 27万円	1. 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 2. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む) 3. 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 4. 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 5. 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	
(エ)特別障害者控除	1人につき 40万円	1. 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 2. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む) 3. 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 4. 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 5. 精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く方 6. 原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 7. 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 8. 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	

1の特別控除金額の合計 万円 11ページ3「特別控除金額(B)」欄へ

2 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得から差し引くもの

申込者または同居親族に、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるかお確かめください。ただし、その方の所得金額が特別控除金額よりも少ない場合は、その所得金額と同額のみ差し引きます。

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方
(オ)寡婦控除	27万円	①夫と離婚した後婚姻をしていない方で、扶養親族を有し、かつ年間所得が500万円以下であること。 ②夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下であること。(扶養親族または生計を一にする子がいない方もあてはまります)
(カ)ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死が明らかでない方で、生計を一にする子を有し、かつ年間所得金額が500万円以下であること。

・「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。
・「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が48万円以下であることが必要です。

※(カ)ひとり親控除に該当する方は、(オ)寡婦控除の適用はありません。

2の特別控除金額の合計 万円 11ページ3「特別控除金額(A)」欄へ

※表中の16歳以上23歳未満の方とは平成13年11月22日～平成20年12月5日生まれの方

※表中の65歳以上の方とは昭和34年12月5日以前生まれの方

※表中の70歳以上の方とは昭和29年12月5日以前生まれの方

申込みから入居まで

申込みから抽せんまで

申込書配布期間

11月20日(水)～28日(木)

申込期間(申込書受付期間)

11月20日(水)～12月4日(水)

※申し込みは必ず郵送でおこなってください。
※12月4日(水)までの消印有効

抽せん番号の通知

12月12日(木)頃、発送予定

※無効の場合、その理由を明記して通知します。

公開抽せん

令和6年12月24日(火)午前10時から(30分程度)
台東区役所 3階 301会議室

※抽せん会への参加・不参加は当落に一切影響ありません。

※抽せん会場内の人数を制限する場合があります。

抽せん結果の公表

- ・抽せん後～令和7年1月14日(火)
台東区役所 5階 住宅課に掲示予定
- ・令和6年12月24日(火)～
令和7年1月14日(火)
台東区ホームページに掲載予定
(<https://www.city.taito.lg.jp>)



抽せん結果のお知らせ

令和6年12月25日(水)頃、発送予定

落せん

資格審査対象者

～補欠者の繰り上げ～

補欠者は、審査対象者の中から辞退等があった場合、順次繰り上げて審査の通知をします。
※補欠者の辞退等により、審査対象者に欠員が生じた場合は、補欠者の次の番号から順次審査対象者とします。(既に審査を終了した方は除きます。)

資格審査から入居まで

資格審査

資格審査対象者には、令和7年1月中旬頃までに書類を郵送します。

指定された期限までに台東区役所住宅課へ必要書類を郵送していただき、書類審査を受けていただきます。

★この審査に合格しないと入居できません。

★提出された書類はお返しいたしません。

資格審査結果通知

合格者

失格者

台東区から東京都住宅供給公社へ合格者を報告します。

※この先は、東京都住宅供給公社が行います。

入居予定住宅のお知らせ 入居説明会通知書 ほか

東京都住宅供給公社が使用許可日の約1か月半前に通知します。

入居手続き

使用許可日の約2週間前

- ① 入居手続きまでに、保証金として住宅使用料の2か月分を納めていただきます。
- ② 入居にあたり連絡先1か所の届け出が必要です。
次のいずれかを満たす必要があります。
 - 個人の場合：日本国内に住所を有する成人で、使用者の入居する都営住宅に同居しない方
 - 法人の場合：日本国内に連絡のとれる拠点を常設している法人

入居

使用許可日から15日以内に引越してください。

都営住宅 年間募集予定

1 定期募集 年4回 【家族向・単身者向】

募集時期	募集の内容		問い合わせ先
2月上旬	家族向	(ポイント方式)	東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 03-3498-8894 テレホンサービス 03-6418-5571 (都営住宅募集の概要を音声アナウンス でご案内しています。)
	単身者向 シルバーピア	(抽せん方式)	
5月上旬	家族向 単身者向等	(抽せん方式)	
8月上旬	家族向	(ポイント方式)	
	単身者向 シルバーピア	(抽せん方式)	
11月上旬	家族向 単身者向等	(抽せん方式)	

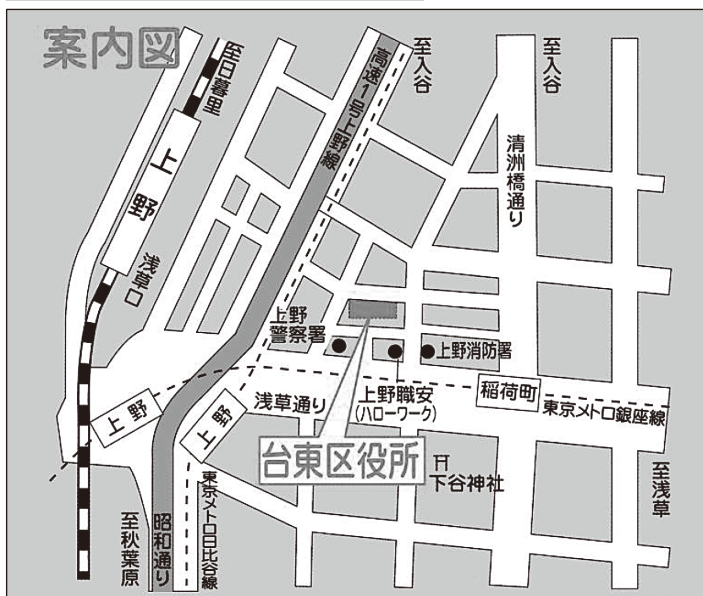
○定期募集の申込書は、募集時期になりましたら区役所5階住宅課、区役所1階戸籍住民サービス課、区民事務所・同分室、地区センターで配布します。

2 毎月募集 【家族向・単身者向】

募集時期	募集の内容		問い合わせ先
毎月中旬 から下旬	家族向 単身者向	(抽せん方式)	上記参照 ※毎月募集について詳しくは 公社ホームページをご覧ください。 https://www.to-kousya.or.jp/toeibosyu/ オンラインで申込みができます。

※この募集のご案内に同封されている申込書で取得した個人情報、募集業務以外には利用しません。なお、資格審査時に提出していただく書類等により取得した個人情報は、都営住宅入居後の都営住宅管理業務において利用させていただきますので、ご了承願います。

台東区役所のご案内



〒110-8615
 台東区東上野4-5-6
 台東区役所 都市づくり部 住宅課
 (区役所5階⑩番窓口)
 TEL 03-5246-1468 (直通)
 FAX 03-5246-1359

台東区ホームページ
<https://www.city.taito.lg.jp>
 ※申込書配布期間中、募集のご案内、
 申込書を掲載しています。

